

解説



IFRSの組み込みに関する 米国SECのスタッフ・ペーパー

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ
川西 安喜



はじめに

2011年5月26日、米国証券取引委員会（SEC）の主任会計官局は、スタッフ・ペーパー「米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組み込みに関する検討のためのワーク・プラン—考えられる組込方法の探究」（以下「本ペーパー」という。）を公表した。

SECは、米国の発行企業（以下「米国企業」という。）の財務報告制度に国際財務報告基準（IFRS）を組み込むかどうか、又、組み込むとした場合の方法について、意思決定を行っていない。SECのスタッフは、2010年2月に公表した「ワーク・プラン」に基づき、IFRSを米国の財務報告制度に組み込むさまざまなアプローチを研究中であるが、

本ペーパーでは、SECがIFRSを米国の財務報告制度に組み込むことが、米国の投資家にとって最も有益であると判断した場合に考えられる1つの組込方法の概略を示している。この組込方法は、考えられるさまざまなアプローチの中の1つにすぎず、現時点で最もSECがよいと考えているアプローチを示しているわけではない。

本稿では、本ペーパーについて解説する。米国財務会計基準審議会（FASB）のボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

米国以外の各国のアプローチ

2010年10月、SECのスタッフは「ワーク・プラン」の進捗報告書を公表し、その中で、米国以外の各国がどのようにIFRSを自国の財務報告制度に組み込んでいるのかについての予備的な見解を示した。

各国は、大きく分けて次の2つの

いずれかの方法を採用している。

- (1) IASBが公表したそのままの形で完全に用いる（干渉的なレビューをしない）方法
- (2) 自国（又は自国を含む複数の国）による何らかの組込プロセスを経て用いる方法

いずれの場合であっても、各国は、自国の法律及び規制を遵守することを要求している。

(1) IASBが公表したそのままの形で用いる方法

IASBが公表したそのままの形でIFRSを用いる場合、IASBが公表した会計基準は、自国において承認等を必要とすることなく、その公表時にその国において適用されることになる。このアプローチは、IASBが公表したIFRSからの乖離が最も少なくなる可能性がある一方で、自国の規制当局等が、自国の投資家を保護するために権限を行使したり責任を果たしたりする上で、複数の国の市場関係者を有する、独立の民間の会計基準設定主体に強く依存しなければならない可能性がある。SECのスタッフの調査によれば、このアプローチを採用している国は、ほとんどない。

(2) 何らかの組込プロセスを経て用いる方法

何らかの組込プロセスを経てIFRSを用いる場合、ほとんどの国は、IFRSに手を加えることなく、それを採用することが目的であるとしているものの、国によっては、IASBが公表したそのままの形でIFRSを採用していなかったり、IASBが定めた発効日に従っていないかたりする。このアプローチは、自国に固有の問題を扱うことを容易にする一方で、単一の高品質のグローバルに認められた会計基準の組合せを用いているかどうか疑問視される可能性がある。

何らかの組込プロセスを経てIFRSを用いている国々は、さらに、コンバージェンス・アプローチを採用する国と、エンドースメント・アプローチを採用する国とに分けられる。

① コンバージェンス・アプローチ

コンバージェンス・アプローチを採用する国は、IASBが公表したそのままの形でIFRSを採用したり、自国の会計基準に直接的にIFRSを組み込んだりせず、時間をかけて自国の会計基準をIFRSに収斂させる努力をしている。

② エンドースメント・アプローチ

エンドースメント・アプローチを採用する国は、個別のIFRSの基準について、承認プロセスを経た上で、自国の会計基準に組み込んでいる。自国の利害関係者を保護するために、あらかじめ定められた承認規程を用いている国が多い。

IASBが公表したIFRSからの乖離の程度は、国によって異なる。自国に固有の乖離を認めるためのハードルが高いために、IASBが公表したIFRSを完全にそのまま採用してい

るように見える国もある。また、IASBが公表したIFRSを自国の言語に翻訳していることがあるが、この翻訳されたIFRSと、IASBが公表した英語版のIFRSが、異なった形で理解されたり、適用されたりすることがある。さらに、国若しくは産業に固有の指針に対するニーズに応えるため、又は、過去にその国の規制当局が公表した解釈指針を組み込むため等のさまざまな理由により、組込みに当たり、個別のIFRSの基準に対して修正や追加が行われることがある。

コンドースメント・アプローチの概要

2010年12月に開催された米国公認会計士協会（AICPA）主催の全国大会において、SECのスタッフは、考えられる組込方法の1つとして、コンドースメント・アプローチを紹介した。コンドースメントは、コンバージェンスとエンドースメントを合成した造語である。

コンドースメント・アプローチの下では、エンドースメント・アプローチに加え、移行期間に米国会計基準とIFRSの間の既存の差異に取り組みに当たり、コンバージェンス・アプローチの要素が取り込まれている。この下では、米国の会計基準設定主体は存続し、一定の期間（例えば、5年から7年）をかけて米国会計基準にIFRSを組み込むことにより、移行プロセスが促進されることになる。一定の期間経過後の目標は、米国会計基準に準拠した米国企業が、IASBが公表したIFRSに準拠していると表明できるようにすることである。

コンドースメント・アプローチの

目的は、単一の高品質のグローバルに認められた会計基準の組合せを有するという目標を達成しつつ、米国企業の財務報告制度にIFRSを組み込むに当たってのコストと労力を最小限にすることにある。また、このアプローチにおいては、自国において会計基準を設定する権限を有する会計基準設定主体を存続させるという、米国以外の各国のアプローチと足並みが揃うことになる。

エンドースメント要素

(1) 米国におけるFASBの役割

SECのスタッフは、SECがその使命を果たすためには、米国が、引き続き、国際会計の分野で積極的な役割を果たすことが重要であると考えている。その目的には、次のようなものがある。

- 高品質のグローバルに認められた会計基準の開発と普及を支援する。
- 財務報告に関する新しい論点や緊急の論点の識別において、積極的な役割を果たす。
- 国際的な会計基準の開発において、米国の利害が適切に扱われていることを確実にする。

コンドースメント・アプローチの下で、米国の市場関係者を支援するためにこの役割を果たすことができる既存の機関はFASBであり、このアプローチが採用された場合、SECのスタッフは、米国会計基準を定める責任を有する会計基準設定主体は、引き続き、FASBとなると考えている。

FASBは、引き続き、高品質のグローバルに認められた会計基準の開発に参加することになるが、これま

のように、米国会計基準の開発について責任を負う機関として機能するのではなく、IFRSの開発に参加することになる。具体的には、次のような形で、グローバルな会計基準の開発において有益な役割を果たすことが想定されている。

- 高品質のグローバルに認められた会計基準の開発及び普及に関して、IASBに対して助言と支援を行う。
- 開発しているグローバルな会計基準に関する米国の視点を検討するよう促す。
- 承認プロセスを通じて、開発されたグローバルな会計基準を米国会計基準に組み込む。

また、FASBは、米国の市場関係者のための教育上のリソースとなることも想定されている。

FASBがIASBの会計基準設定プロセスに参加する方法には、次のようなものが考えられる。

- プロジェクトの優先順位の決定を含む、IASBのアジェンダに関する戦略的なプランニングに対して助言を行う。
- 特定の会計基準開発プロジェクト又は研究プロジェクトに取り組むに当たり、IASBを支援する。
- IASBと協力して、設例や適用指針の開発に参加する。
- IASBが会計基準を開発するに当たり、米国の視点について、例を挙げたり、分かりやすく説明したりする。
- IFRS解釈指針委員会を支援するため、導入上及び解釈上の論点を識別し、調査を行うことにより、これらの論点に対する取組みを支援する。
- 会計基準の導入後に、米国の資

本市場への参加者の視点から、その会計基準を評価する上で中心的な役割を果たす。より広範には、IASBによる会計基準の有効性の評価を支援する。

- IFRSに関する情報の幅広い提供を促進したり、米国の市場関係者の懸念をIASBに伝達したりするために、IASBと米国の市場関係者の間のコミュニケーションを支援する。
- 米国以外の各国の会計基準設定主体との会議に参加する。
- IFRSの開発における米国の市場関係者の参加を奨励する。
- グローバルな会計基準設定活動に参加できるよう、個人の専門性や経験を養う。

FASBは、IASBが定めた会計基準を承認することを通じて、引き続き、米国会計基準を定めることが想定されている。FASBがIASBの会計基準設定プロセスに参加すれば、IASBが公表するIFRSの大半について、容易に承認することができるはずである。しかし、FASBは、米国会計基準に組み込むIFRSの規定を修正したり、追加したりする権限を有し、米国に固有の修正は、定められた組込手続に従って行われることになる。

この組込手続においては、FASBが、IASBが公表するIFRSについて、それが公共の利益及び投資家の保護に対する配慮を含むハードルを越えているかどうかを決定することになる。これを越えている場合には、FASBは、IASBの会計基準を、完全な形で米国会計基準に組み込むことになる。これを越えていない場合には、FASBは、IASBの会計基準を修正するか、従前の米国会計基準を、引き続き利用するか、新たな解決策

を見付けるかを決定することになる。修正を検討する場合、FASBは、米国以外の各国の会計基準設定主体と議論をすることも考えられる。

新たに開発されたIFRSを米国会計基準に組み込むことに加え、FASBは、米国会計基準にIFRSを組み込んでいく過程で蓄積した経験に基づき、米国の市場関係者のために補足的な又は解釈的な指針が必要であるということが判明した場合、米国の会計基準設定主体としての権限を行使することになる。FASBは、まず、指針に不十分な箇所がある可能性があることをIASBに知らせ、実務上の論点に関する解決策をIASBに提案することになる。しかし、FASBは、最終的に、受け入れられる解決策ではないと結論付けたり、米国の資本市場のニーズに整合する速度で対応されていないと結論付けたりすることがある。この場合、FASBは次のような方法でその権限を行使することになる。

- IFRSと矛盾が生じない形で、IFRSによって要求される開示を追加して、米国の状況を解決するための開示を要求する。
- 特定の論点についてIFRSが複数の会計処理を認めている場合に、米国の実務における首尾一貫性を達成するため、米国企業が採用すべき会計処理を定める。
- IFRSにおいて定めのない論点について、IFRSと矛盾が生じない形で規定を導入する。具体的には、FASBは、米国会計基準に既に存在する規定を引き継ぐことが考えられる。

FASBがこの権限を行使した場合、米国風味のIFRSが生じる可能性がある。しかし、FASBが公表した会

計基準を修正する権限をSECが行使する場合と同様に、FASBがIFRSを修正するような米国に固有の状況はまれであり、通常は回避できるはずである。また、FASBは、IASBと米国以外の各国の会計基準設定主体と緊密に作業することで、修正は最小化できるはずである。

IFRSを修正する可能性がある場合として、米国会計基準に対応するIFRSの規定がない場合が考えられる。しかし、そのような米国に固有のIFRSへの修正が有効であるのは、IASBが対応する会計基準を開発するまでである。

(2) SECの役割

米国の財務報告制度にIFRSを組み込む場合、SECは引き続き、指定された米国の会計基準設定主体としてのFASBを監督することになる。しかし、IASBは複数の国の規制当局と関係を持つため、SECによるIASBに対する監督は、FASBに対する監督ほど直接的ではなくなる。具体的には、IASBに対してSECとそのスタッフが意見を述べたとしても、米国以外の各国の規制当局が矛盾する意見を述べる可能性があり、したがって、IASBの会計基準設定活動に対するSECとそのスタッフの影響力が弱まる可能性がある。しかし、どのような組込アプローチであっても、規制を通じ、投資家を保護し、公正で秩序ある効率的な市場を維持し、資本の形成を促進するという、SECが連邦証券法の下で長らく負っている責任に影響することはないし、影響することがあってはならない。また、米国企業等が従わなければならない会計基準を設定する、SECの最終的な権限を弱めることはない。したがって、会計基準設定プロセス

(そのプロセスにおいてFASBが果たす役割を含む。)の監視は、極めて重要になる。

コンドースメント・アプローチの下では、SECは、会計基準設定プロセスに積極的に関与し、IASBとそのガバナンス機関の広範な活動にも関与することになる。監督委員会に参加したり、IASBの会計基準設定プロジェクトの会議や活動を追ったり、会計基準又は公開草案のドラフトをレビューしたり、IASBとそのスタッフにフィードバックを行ったりする等、SECとそのスタッフの活動の多くは、現在行われているものと変わらない。しかし、IASBとそのスタッフとの活動の一部は、今後、発展するものと考えられる。

SECとそのスタッフは、さまざまな方法により国際的な会計基準設定プロセスに参加している。前に述べた監督活動のほかに、SECのスタッフはいくつかの証券監督者国際機構(IOSCO)の委員会に参加しており、SECはモニタリング・ボードの一員として、IASBのガバナンスにも関与している。コンドースメント・アプローチにおいては、このような関与は続くことになる。また、SECのスタッフは、IASBとそのスタッフとこれまでに築いてきた関係を踏まえ、国際的な基準の開発の監督において用いられているプロセスを強化することになる。さらに、SECのスタッフ、特に主任会計官室は、各国におけるIFRSの適用についてSECのスタッフが情報を得ることができるよう、会計上の問題について、米国以外の各国の証券規制当局との関係を拡大することになる。

米国の市場関係者にとって解釈的な指針が必要又は適切である場合、

そのようなニーズは、会計基準の設定を通じて解決することが望ましいが、今日においてもそうであるように、SECが財務報告に関する規定を決定する最終的な権限を有することになる。SECのスタッフはまた、現在用いられているプロセスに類似するプロセスを通じ、例えば、スタッフ会計通牒(SAB)に類似するフォーマットを用い、指針を公表することができる。コンドースメント・アプローチの下では、SECのスタッフが指針を公表する頻度は少ないはずであり、どのような場合であっても、追加的な規定がIFRSと矛盾することがないように、SECのスタッフは努力することになる。

SECのスタッフは、継続的に、国際的な会計基準の開発状況を監視し、IFRSに対する変更が、SECの既存の規則、規制、解釈指針、及び書類の様式にどのような影響を与えるのかを理解していなければならない。IFRSの組込みとその後のIFRSの修正により、既存のSECによる指針に対して、追加、削除、又は修正をしなければならなくなる可能性がある。例えば、SECの石油会社及びガス会社に対する規定に類似する規定が、現行のIFRSには存在しない。したがって、米国の財務報告制度にIFRSを組み込む場合に、SECは既存の規定が米国の投資家にとって関連性があり、重要であるため、その規定を残すことを決定する可能性がある。反対に、IFRS第7号「金融商品：開示」は、特定の市場リスクに関する開示を財務諸表に含めることを要求しており、特定のSECの規定と重複するため、それらは見直しの対象となる可能性がある。

(3) 米国の市場関係者の役割

現在、米国の市場関係者がFASBのプロセスに参与しているように、IASBの会計基準設定プロセスに影響を与え、関心が適切に検討されることを確実にするためには、米国の市場関係者が、IASBの進行中の会計基準設定プロジェクトに参与することが不可欠である。FASBは、会計基準設定活動に参加し、IASBと公式又は非公式に意見交換することを通じ、米国の利害を会計基準設定プロセスにおいて表明するに当たり、重要な役割を果たすことになる。しかし、このことは、個別の米国の利害関係者とIASBの間の直接的なコミュニケーションを阻害するものではない。FASBはさまざまな市場関係者から寄せられたフィードバックをIASBに提供するのであり、それは、すべての市場関係者に共通の利害を反映するものの、必ずしも個々の市場関係者の利害を反映していない。FASBは、IASBと米国の市場関係者の間の有効なコミュニケーションを促進する役割を果たし、IASBの見解及び会計基準設定プロセスにおいて達した結論に関して、米国の市場関係者に対して教育的な情報を提供することになる。FASBが果たすことができず、果たすべきではない役割は、グローバルな会計基準設定活動において、米国としての単一の声となることである。多数の米国の市場関係者が、この役割を果たすことが重要である。

コンバージェンス要素

コンドースメント・アプローチにおけるコンバージェンス要素は、秩序ある移行計画に基づき、米国会計基準にIFRSを組み込むことを通じ

て、米国会計基準を完全に置き換えることをいう。ただし、その置換えは段階的に行われる可能性がある。

米国会計基準とIFRSの目的と原則が多くの特で類似していることから、一般的に、米国会計基準をIFRSに収斂させることは実務上可能であると考えられる。しかし、米国会計基準とIFRSには差異があり、一定の時間をかけて、入念に策定された導入プログラムを実行する必要がある。SECのスタッフは、コンドースメント・アプローチによるIFRSへの移行は、段階的に、数年（例えば、5年から7年）かけて行われることを想定している。SECがコンドースメント・アプローチ（又はこれに類似するアプローチ）を採用する場合、FASBの最優先課題は、SECのスタッフと協議の上で、導入プログラムを策定し、これを実行することになる。

移行により、既存の米国会計基準の内容は、IFRSの内容に置き換わることになる。SECがIFRSを組み込むことを決めた場合には、FASBは比較的短期間に移行計画を策定し、米国の市場関係者が適切に備えることができるようにしなければならない。移行計画の策定に当たり、移行期間中のどの時点で、どのように米国会計基準に組み込むかを決定するために、FASBは個別のIFRSの基準を評価することになる。FASBは、組み込みを段階的に行うのか、1度に行うのかを研究しなければならない。

個別のIFRSの基準を評価するに当たり、会計基準は次のように分類することができる。

カテゴリー1：MoUプロジェクトに関連する会計基準

カテゴリー2：MoUプロジェクト以外の、IASBのアジェンダ

に含まれる会計基準

カテゴリー3：その他の既存の会計基準及びIFRSが扱っていない領域

移行計画の策定に当たり、FASBとSECのスタッフの最優先課題の1つは、投資家に有用な情報を提供しながら、どのようにすれば移行の影響を最小限に止めることができるのかを考えることにある。上記の3つのカテゴリーを用いながら、次のような方針により移行の影響を最小限に止めることができると考えられる。

- 既存のIFRSの会計基準が米国企業により採用された後、短期間のうちに新しいIFRSの会計基準に置き換えられることを、可能な限り回避する。
- 将来に向かって適用するIFRSの会計基準の数を最大化する。

(1) カテゴリー1

本ペーパーが公表された時点では、MoUプロジェクトはそれぞれに審議中であるが、目標完了日はすべて2011年末までとされている。予定どおりに、収斂した会計基準が公表されたと仮定すると、2011年に米国会計基準とIFRSに収斂した会計基準が組み込まれることになる。IFRSに移行することになった場合、移行開始前に収斂した会計基準が米国会計基準に組み込み済みであるため、これらのプロジェクトは、移行計画にほとんど影響を与えないと考えられる。

しかし、MoUプロジェクトの成果が米国会計基準とIFRSに組み込み済みであることが見込まれたとしても、これらの会計基準の導入に相当の労力が必要となった場合には、移行計画に影響する可能性がある。したがって、FASBは、移行計画において、MoUプロジェクト以外の会計基準

のコンバージェンスの時期を決定するに当たり、MoUプロジェクトの導入のタイミングを考慮しなければならない。

(2) カテゴリー 2

移行計画を策定し、これを実行するに当たり、FASBは、IASBの進行中の会計基準設定活動と、今後予想される会計基準設定プロジェクトを評価しなければならない。カテゴリー 2に含まれる会計基準については、近い将来、新たに公表される（又は著しく修正される）会計基準を特定し、これを分離するために、見込まれる会計基準設定活動の規模を評価しなければならない。対応する米国会計基準は、IASBが新しい（又は修正された）会計基準が公表されるまで維持される。新しい（又は修正された）会計基準が開発中である間は、前の「エンドースメント要素」で述べたように、FASBは、IASBの会計基準設定プロセスに参加することになる。IASBの会計基準が確定した時点で、FASBは、それをどのように米国会計基準に組み込むかを決定するために、個別のIFRSの基準をレビューすることになる。FASBによる分析及び評価の主な目的は次のとおりである。

- 米国会計基準へのIFRSの組み込みを促進する。
- 米国の市場関係者の教育を支援できるようにする。
- 組みみに当たり、IFRSを修正するのではなく、考えられる導入上の論点についての市場関係者の関心を高める。

カテゴリー 2の会計基準をどのように組み込むかを決定するに当たり、FASBによる会計基準のコード化体系（FASB-ASC）における、関連

するTopicの次のような項目を含む、すべての要素を検討することになる。

- 特定の種類の取引に関する規定
- 組み込みの検討対象となる会計基準以外の、個別のIFRSの基準に関連する内容
- 設例
- 産業別の指針

FASBは、個別のIFRSの基準によって置き換えられなかったFASB-ASCの要素について、これを残すのか、削除するのか、修正するのかを検討しなければならない。

移行期間を通じ、FASBがカテゴリー 2に含まれる会計基準を見直し、IASBの会計基準設定のアジェンダから除外された場合や、会計基準の確定が移行期間経過後に変更された場合には、移行戦略を修正しなければならない。いずれの場合においても、会計基準はカテゴリー 3に分類されることになり、既存のIFRSを組み込む必要があるかどうかを見直さなければならない。会計基準設定プロジェクトの時期に変更があり得るため、移行期間中にわたり、移行計画に柔軟性を持たせることが必要である。

(3) カテゴリー 3

MoUプロジェクトの対象ではなく、IASBのアジェンダに含まれるその他のプロジェクトでもない、静的なIFRSについては、今後、変更される予定がないため、最初に米国会計基準に組み込むかどうかの評価される。カテゴリー 3の会計基準を評価し、組み込むFASBのプロセスは、SECのスタッフと移行計画を策定することを含め、カテゴリー 2のIFRSに関するプロセスとそれほど変わらない。FASBは、カテゴリー 3のすべてのIFRSを米国会計基準

に同時に組み込むべきであると判断する可能性も、一定の期間にわたり段階的に組み込むべきであると判断する可能性もある。

また、カテゴリー 3のIFRSの移行計画においては、新しい規定は可能な限り、将来に向かって適用することになる。将来に向かって適用する方法は、個別のIFRSの会計基準ごとに異なる形で定義されることがあり、それには次のようなアプローチが含まれる。

- 組み込みの発効日より後に行ったすべての取引について適用する。
- 財務諸表において表示される最も古い期間の期首から適用する。
- 完全な遡及適用を要求しない、その他の方法により適用する。

どのような適用方法を採用するかは、基礎となるIFRSの規定の一貫性を促進しつつ、比較可能性、信頼性、費用対効果、及びその他の関連性のある要因を考慮して決定される。

コンドースメント・アプローチの便益とリスク

(1) 柔軟性があり、状況に合った移行戦略を後押しする

① 便益

コンドースメント・アプローチは、他のアプローチに比べ、状況に合った、米国の市場関係者のニーズによりよく応える、柔軟な移行戦略をもたらす可能性がある。コンドースメント・アプローチの下では、個別のIFRSの基準ごとに対応することができる。FASBは、移行による全体的な負担を最小化するために、移行の時期と方法を、個別のIFRSの基準ごとに評価することになる。また、米国に固有の移行戦略を採用することにより、米国に固有の状況に対応

するために既存のIFRSを修正したり、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に追加したりする必要性が限定される。

② リスク

移行計画が十分に策定されず、包括的ではなく、移行期間中の状況の変化に対して、構造的に適応できるよう十分に柔軟性を有していない場合、状況に合わせた移行戦略の便益は最小化され、全くなくなる可能性もある。また、移行計画が複雑であったり、不明瞭であったり、頻繁に変更されたりする場合には、コンバージェンスのプロセスを混乱させる可能性がある。

(2) 漸次的な導入を可能にする

① 便益

コンドースメント・アプローチの下では、IFRSを漸次的に導入することができ、米国企業が1度にIFRSをすべて組み込む場合の「ビッグ・バン」アプローチのコストを回避することができる。IFRSへの移行は、段階的に、数年間かけて行われ、IASBの進行中の会計基準設定活動と連係させることができる。このアプローチにより、米国企業が短期間のうちに2度、会計上の変更を行うような状況を限定することができる。

また、段階的な移行は、特定の期間において、米国企業が導入する会計基準の数を減らし、投資家が適応しなければならない会計基準の数を減らす。この結果、より広範囲に教育プロセスが発展することが可能になり、それはすべての米国の市場関係者の利益になる。

② リスク

自発的にIFRSにより報告する選択肢が認められていない現状におい

て、段階的な移行は自社の最善の利益とはならないし、投資家の利益にもならないと、一部の米国企業が主張する可能性がある。SECのスタッフは、一部の米国企業は、特定の日にIFRSを全面的に採用するか、少なくとも「ビッグ・バン」アプローチによりIFRSに移行する選択肢を認めることが望ましいと考えているという情報を得ている。そのような米国企業は、多くの場合、既にIFRSを組み込んだか、組み込む準備をしている外国子会社を有する多国籍企業である。

また、漸次的にIFRSに移行することは、米国にはIFRSを完全に組み込むコミットメントがないことの証拠であると一部の市場関係者が考える可能性がある。

さらに、移行期間中に米国の市場関係者が混乱する可能性がある。米国会計基準が完全にIFRSと足並みが揃う日（それは5年以上先のことと思われる。）まで、米国会計基準は、現行の米国会計基準でもなく、IASBが公表したそのままの形でのIFRSでもない、進化中の会計基準となる。移行期間中は、米国の市場関係者は移行計画の進捗を積極的に監視し、米国会計基準に対する頻繁な変更の可能性について常に状況を把握していなければならない。IFRS組込みの成否は、移行期間中に、米国の市場関係者に対し、意味のある理解可能な財務情報が提供されるかどうかで測られる。移行期間中の変更のペースと規模が、混乱の原因となる場合には、IFRS組込みの成否に悪い影響を与えることになる。

(3) IFRSの直接的な組込みと比べ、FASBの承認により、投資家保護が強化される可能性がある

① 便益

いわゆる先進国の多くは、IFRSを組み込む責任を有する自国の機関を、自国の財務報告制度に残している。これらの機関は通常、IFRSを適時に修正なしに組み込むことを目的としているが、その多くには、自国の公共の利益を保護するために、IFRSを修正するか、その組込みを延期する権限が与えられている。そのような構造を米国でも採用することは、米国の市場関係者の利益になり、米国の投資家保護に関する米国に固有の論点が生じた場合に、それに取り組む公式の仕組みを提供する可能性がある。

コンドースメント・アプローチの下で、IFRSを組み込む自国の機関としては、FASBが考えられる。（立法機関ではなく）会計に特化した組織がこの役割を果たすことにより、米国の資本市場の財務報告に関する利害を、IASBに表明することが可能になる。

② リスク

組み込む会計基準に対して修正を行うためのハードルが低く、そのような修正がまれにしか行われなはいえぬ水準に設定されない場合には、IASBが公表したIFRSとの差異が重大ではないとはいえないほどの、米国版IFRS（又はIFRSの派生形）が開発されるリスクがある。米国に固有の修正が行われた場合、国間の財務諸表の比較可能性が損なわれるリスクが増大する可能性がある。しかし、この可能性については、米国の投資家と米国の資本市場を保護するという、SECの究極の責任との均衡を図らなければならない。IFRSに米国版の修正を行う場合には、FASB又はSECは、その修正によっ

でもたらされる、投資家への全体的な便益を評価することになる。

(4) 財務報告の法律上の基礎としての「米国会計基準」を維持する

① 便 益

コンドースメント・アプローチの下でのIFRSの組込みの目標は、米国会計基準とIFRSの足並みを完全に揃えることであるが、その方法としては、米国会計基準にIFRSを組み込むという形が採られる。すなわち、米国企業の財務報告の基礎としての「米国会計基準」は維持されることになる。現在、米国の法律、契約書類、規制及び指針、並びにこれらに類似する文書において、米国会計基準を参照していることが顕著であるため、「米国会計基準」が維持されることは、IFRSへの移行後に重要となる。「米国会計基準」を維持することにより、米国会計基準を参照している文書をすべて変更することによる複雑性が軽減される。

② リスク

「米国会計基準」が維持されるか否かにかかわらず、米国の財務報告に関する規定に対する変更の多さを考えた場合、米国の法律、契約書類、規制及び指針、並びにこれらに類似する文書に対する影響の全体について、これを移行中に理解するための広範な努力が必要となる。

のプロセスに参加し、見解を述べるよう、呼び掛けている。

[参考文献]

Financial Accounting Foundation, *Statement by the Financial Accounting Foundation Regarding the SEC's May 26 Update: "Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers,"* May 27, 2011.

United States Securities and Exchange Commission, Office of the Chief Accountant, *Staff Paper "Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers - Exploring a Possible Method of Incorporation,"* May 26, 2011.

教材コード	J 0 2 0 6 3 6
研修コード	2 1 0 4 0 1
履 修 単 位	1 単 位

おわりに

FASBの母体組織である米国財務会計財団（FAF）は、2011年5月27日、声明を発表し、FAFとFASBは本ペーパーをレビューした上で、必要に応じてSECに対してインプットを行う予定であると述べている。また、すべての利害関係者に対し、こ